

# 長野運動公園総合体育館整備外事業

## 公募型プロポーザル

### 実施要領



令和5年1月



長野市

# 目次

<b>I 事業の趣旨と概要</b>	<b>1</b>
1 趣旨	
2 事業の概要	
3 設計者及び施工者選定の概要について	
<b>II 参加資格について</b>	<b>4</b>
1 プロポーザルへの参加について	
2 参加表明書等の提出及び参加資格等の確認について	
3 参加資格に関する質疑について	
<b>III 技術提案書について</b>	<b>10</b>
1 技術提案書の作成について	
2 技術提案書の提出について	
3 技術提案書に関する質疑について	
4 参加の辞退について	
<b>IV 審査について</b>	<b>14</b>
1 技術提案書の確認について	
2 選定委員会について	
3 失格事項について	
4 審査結果について	
<b>V 契約について</b>	<b>16</b>
1 契約の手続きについて	
2 契約方法について	
3 契約の保証について	
4 その他	
<b>VI その他の注意事項</b>	<b>17</b>
1 提出書類の取扱いについて	
2 提出書類の作成及び提出等に関する費用について	
3 事業等の変更及び中止について	
4 その他	
<b>VII 参考資料等</b>	<b>18</b>
1 別冊資料及び様式一覧	
2 フローチャート等	

# I 事業の趣旨と概要

## 1 趣旨

この要領は、長野運動公園総合体育館建替え及びアクアウィング長寿命化改修工事に係る契約の相手方となる設計者及び施工者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等について、必要な事項を定めるものとする。

「長野市国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会施設整備計画」（令和4年3月策定）及び「長野運動公園総合体育館整備基本計画」（令和4年8月策定）に基づき、長野運動公園総合体育館の建替えと長野運動公園総合市民プール（以下「アクアウィング」という。）の長寿命化改修を一体的に行うものである。

## 2 事業の概要

### (1) 事業名称

長野運動公園総合体育館整備外事業（以下「本事業」という。）

### (2) 事業場所及び範囲

ア 場所 長野県長野市吉田五丁目1番19号外

イ 範囲 「長野運動公園総合体育館整備外事業範囲」（要求水準書12ページ）による。

### (3) 事業内容

ア 業務内容

本事業に係る設計・施工・工事監理一式

(ア) 長野運動公園総合体育館建設工事

- ・基本・実施設計
- ・建設工事（建築、電気、機械）、解体工事、駐車場整備・公園整備工事
- ・上記工事の工事監理

(イ) アクアウィング長寿命化改修工事

- ・基本・実施設計
- ・長寿命化改修工事（建築・電気・機械）
- ・上記工事の工事監理

イ 業務の要求水準

前項に掲げる業務について要求する水準は、要求水準書に定めるものとする。

ウ 事業期間

設計に関する業務の契約日から検査期間を含め令和 10（2028）年 3 月までとする。ただし、工事の品質管理と安全管理を満たした上で、可能な限り事業期間を短縮するものとする。

エ 契約限度額

契約限度額を以下のとおり設定する。

10,344,340 千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

オ 最低制限価格

最低制限価格は、設定しないものとする。

### 3 設計者及び施工者選定の概要について

#### (1) プロポーザル方式の採用理由及び選定方式

本事業は、事業者の専門的な知識及び経験から事業の実施についての提案を受け、仕様を決定するプロポーザル方式とする。

選定方式は、長野運動公園総合体育館の建替え及びアクアウィングの長寿命化改修に関する提案を広く求め、その内容等を総合的に比較・検討することで、最も適格と判断される事業者を選定する公募型プロポーザル方式とする。

実施及び選定後の契約にあたっては、「長野市公契約等基本条例」（令和 3 年 4 月施行）を遵守する。

#### (2) スケジュール

項目	日程	ページ番号
実施要領の公告	令和 5 年 1 月 12 日（木）	－
現地説明会の受付	令和 5 年 1 月 12 日（木）から 令和 5 年 1 月 23 日（月）まで	3 ページ
現地説明会の開催	令和 5 年 1 月 30 日（月）	〃
参加資格に関する質問書の受付	令和 5 年 1 月 12 日（木）から 令和 5 年 1 月 27 日（金）まで	8 ページ
参加資格に関する質問書への回答	令和 5 年 2 月 10 日（金）	9 ページ
参加表明書・誓約書の受付	令和 5 年 1 月 12 日（木）から 令和 5 年 2 月 17 日（金）まで	7 ページ
参加資格等の結果通知	令和 5 年 2 月 28 日（火）まで	8 ページ
技術提案書に関する質問書の受付	令和 5 年 3 月 1 日（水）から 令和 5 年 3 月 15 日（水）まで	13 ページ

項目	日程	ページ番号
技術提案書に関する質問書への回答	令和5年3月31日（金）	14ページ
技術提案書の提出	令和5年6月14日（水）まで	12ページ
プレゼンテーションの実施	令和5年7月27日（木）（予定）	15ページ
技術提案書及びプレゼンテーションによる提案内容の評価、優先交渉権者の決定	令和5年7月27日（木）（予定）	—
予備日	令和5年7月28日（金）	—
仕様の協議及び見積	令和5年8月中旬（予定）	—
基本協定締結	令和5年8月下旬（予定）	18ページ
設計業務委託契約	令和5年10月頃（予定）	—
事業の開始	令和5年10月頃（予定）	—

※スケジュールについては、必要に応じて変更できるものとする。

### (3) 連絡先

本件に関する連絡先は以下のとおり。また、本事業の設計者及び施工者選定の手続きに係る書類等はすべて以下の連絡先に提出すること。

〔連絡先〕

「長野市文化スポーツ振興部 スポーツ課 国民スポーツ大会準備室」  
〒380-8512 長野県長野市大字鶴賀緑町 1613 番地（長野市役所第二庁舎 3 階）  
TEL：026-224-9709（直通） FAX：026-224-7351  
E-mail：k-sports@city.nagano.lg.jp  
ホームページ：https://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/sports/721158.html

### (4) 現地説明会

- ア 実施日時 令和5年1月30日（月）午後1時30分から午後4時30分まで
- イ 集合場所 現地（長野運動公園総合体育館）
- ウ 参加人数 1事業者3名まで
- エ 受付期間 令和5年1月12日（木）から令和5年1月23日（月）午後4時まで
- オ 参加申込 参加希望者は、参加人数等をI-3-(3)に記載する連絡先に報告し、参加申込を行う。電話予約受付時間は午前9時から午後4時まで（土・日曜日、祝日を除く）とする。なお、参加希望者が多く、1事業者の参加人数を制限する場合は、事務局よりその旨を連絡するものとする。

## Ⅱ 参加資格について

### 1 プロポーザルへの参加について

本事業の設計者及び施工者選定に係るプロポーザルに参加できる者は、設計者と施工者が連帯して自主結成した共同企業体で、参加表明書・誓約書を提出し、参加資格が市によって確認された者とする。

なお、共同企業体の構成及び共同企業体を構成する事業者（以下「構成員」という。）の参加資格については、以下の要件を満たすものとする。

#### (1) 共同企業体の構成

- ア 共同企業体は、代表者、設計者及び長野市内事業者3者の構成員5者により構成するものとする。
- イ 長野市内事業者3者のうち、設計業者を1者含むものとする。
- ウ 工事に関する共同企業体の出資比率は、「長野市建設工事に係る共同企業体取扱要綱」（資料-2）第12及び第13に定める出資比率を準用するものとする。

#### (2) 代表者に必要な要件

参加資格を有する者は、以下の要件すべてに該当する者とする。

- ア 令和3・4年度長野市建設工事等競争入札参加資格の建築一式工事の資格を有していること。
- イ 建築工事業について、特定建設業の許可を有していること。
- ウ 令和3・4年度長野市建設工事等競争入札参加資格名簿の本店情報又は委任先情報に長野市の住所が記載されていること。
- エ 最新の経営事項審査結果通知における建築一式工事に係る総合評価値が1,400点以上であること。
- オ 以下の基準を満たす建設業法（昭和24年法律第100号）監理技術者を、本事業の当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の申請人数は3名以内とする。
  - (ア) 1級建築施工管理技士又は1級建築士の資格を有し、かつ、建築工事業に係る監理技術者資格者証の交付及び監理技術者講習を受けている者であること。
  - (イ) 実施要領の公告日以前において3箇月以上の雇用関係があること。
  - (ウ) 工事の契約日において、他の工事に専任する技術者ではないこと。（該当工事の竣工検査の終了が確認できる場合を除く。）

(エ) 原則として、契約時に監理技術者を変更することはできない。

### (3) 設計者に必要な要件

参加資格を有する者は、以下の要件すべてに該当する者とする。

- ア 令和3・4年度長野市建設工事等競争入札参加資格の建築コンサルタントの資格を有していること。
- イ 一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ウ 平成15年度以降、元請け（共同企業体の場合は、代表となる設計者とする。）として、屋内運動施設（総合体育館）延床面積10,000㎡以上の新築又は改築工事の実施設計業務を完了した実績を有していること。
- エ 技術者について、以下の基準を満たすことができること。
  - (ア) 管理技術者として、1級建築士の資格を有している者を配置すること。
  - (イ) 配置する技術者は、実施要領の公告日以前において3箇月以上の雇用関係があること。
  - (ウ) 配置する技術者は、設計に関する業務の契約日において、他の工事に専任する技術者ではないこと。（該当工事の竣工検査の終了が確認できる場合を除く。）
- (エ) 原則として、契約時に管理技術者を変更することはできない。

### (4) 長野市内事業者に必要な要件

参加資格を有する者は、令和3・4年度長野市建設工事等競争入札参加資格者名簿の本店情報に、長野市の住所が記載されている者で、令和3・4年度長野市建設工事等競争入札参加資格の建築一式工事、建築コンサルタントの資格を有し、以下のア、イのいずれかに該当する者とする。

- ア 建築一式工事の資格を有する者にあつては、以下の(ア)から(ウ)の項目すべてに該当すること。
  - (ア) 建築工事業について、特定建設業の許可を有していること。
  - (イ) 令和3・4年度長野市建設工事等競争入札参加資格の建築一式工事の格付がA級の者であること。
  - (ウ) 以下の基準を満たす主任技術者（業種「建築」）を、本事業の当該工事に専任で配置できること。なお、主任技術者の申請人数は3名以内とする。
    - ・ 1級建築施工管理技士又は1級建築士の資格を有し、かつ、建築工事業に係る監理技術者資格証の交付及び監理技術者講習を受けている者であること。

- ・実施要領の公告日以前において3箇月以上の雇用関係があること。
- ・工事の契約日において、他の工事に専任する技術者ではないこと。（該当工事の竣工検査の終了が確認できる場合を除く。）
- ・原則として、契約時に主任技術者を変更することはできない。

イ 建築コンサルタントの資格を有する者にあつては、以下の(ア)から(ウ)の項目すべてに該当すること。

(ア) 一級建築士事務所の登録を行っていること。

(イ) 令和3・4年度長野市建設工事等競争入札参加資格の建築コンサルタントの格付がA級の者であること。

(ウ) 技術者について、以下の基準を満たすことができること。

- ・担当技術者として、1級建築士の資格を有している者を配置すること。
- ・実施要領の公告日以前において、3箇月以上の雇用関係があること。
- ・原則として、契約時に配置する技術者を変更することはできない。

## (5) すべての構成員に共通して必要な要件

参加資格を有する者は、実施要領の公告の日において、以下の要件すべてに該当する者とする。また、市と契約を締結するまでの間に、以下の要件をひとつでも満たさなくなった場合は、原則として参加資格を取り消すものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 長野市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

ウ 長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準（昭和60年5月1日制定）及び長野市物品等入札参加者指名停止等措置基準（平成18年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

オ 国税又は市税その他市に納付すべき使用料、手数料等を滞納していないこと。

カ 長野市暴力団排除条例（平成26年長野市条例第40号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。



キ 同時に2以上の共同企業体の構成員になっていないこと。

## (6) 参加等に係る制限事項(すべての構成員に共通)

すべての構成員に共通する制限事項を以下のとおりとし、抵触する事項がある場合は参加を認めない。

- ア 参加表明書等及び技術提案書の提出は、共同企業体1者につき1点に限るものとする。
- イ 同一の法人が、代表者と設計者を兼ねることはできないものとする。
- ウ 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に規定する親会社と子会社の関係にある場合及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、同一の共同企業体を構成することはできないものとする。
- エ 一方の法人の役員が、他方の法人の役員を現に兼ねている場合、同一の共同企業体を構成することはできないものとする。

## 2 参加表明書等の提出及び参加資格等の確認について

本事業の設計者及び施工者選定に係るプロポーザルへの参加を希望する者は、以下に掲げる書類を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

### (1) 参加表明書・誓約書の提出

ア 提出期間 令和5年1月12日(木) から令和5年2月17日(金) 午後4時まで

イ 提出先 I-3-(3) に記載する連絡先

ウ 提出書類及び提出部数

- |                          |              |
|--------------------------|--------------|
| (ア) 参加表明書・誓約書（様式-1）      | 1部（共同企業体として） |
| (イ) 設計業務実績（会社実績）調書（様式-2） | 1部（設計者）      |
| (ウ) 配置予定技術者調書（様式-3）      | 1部（各構成員）     |

エ 提出方法 紙面により、持参又は郵送で提出すること。  
(持参の場合、提出は土・日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後4時までとする。郵送の場合は、配達証明書付書留郵便とし、提出期限日の午後4時までに必着とする。)

オ その他

- ・共同企業体として提出を行うこと。
- ・指定の様式（様式-1から様式-3）は、I-3-(3)に記載するURLからダウンロードすること。

## (2) 参加資格等の確認及び結果通知

- ア 参加表明書等を提出した者について、提出した書類の記載内容を確認し、Ⅱ-1に定める参加資格の要件に該当すること及び制限事項に抵触しないこと等を確認する。
- イ 上記の確認に当たり参加表明書等を提出した者に対し、問い合わせを行う場合がある。
- ウ 確認の結果、要件等をすべて満たしている者を、本事業の設計者及び施工者選定に係るプロポーザルの参加者（以下「参加者」という。）とし、その旨を電子メールで代表者に通知するとともに、技術提案書に添付する整理番号を交付する。
- エ 確認の結果、要件等を満たさない者に対し、本事業の設計者及び施工者選定に係るプロポーザルに参加できない旨及びその理由を、電子メールで代表者に通知する。
- オ 上記エの通知を受けた者は、その通知をした日から起算して5日以内（休日等を除く）に、書面（A4版様式任意）により、市に対して、その理由について説明を求めることができる。
- カ 上記オの受け場所はⅠ-3-(3)に記載する連絡先とし、受付時間は午前9時から午後4時まで（土、日、祝日を除く）とする。
- キ 上記オに対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内（休日等を除く）書面にて回答する。

## 3 参加資格に関する質疑について

実施要領Ⅱ-1に定める参加資格について、疑義がある場合には、以下により「参加資格に関する質問書」（様式-4）を提出するものとする。

### (1) 参加資格に関する質問書の受付

- ア 提出期間 令和5年1月12日(木) から令和5年1月27日(金)午後4時まで
- イ 提出先 Ⅰ-3-(3)に記載する連絡先
- ウ 提出方法 指定の様式(様式-4)に記載のうえ、電子メールに添付して送信すること。
- エ その他
  - ・電子メールの着信確認の電話連絡をすること。
  - ・電子メールの件名は「プロポーザル参加資格に関する質問」とすること。
  - ・電子メールのデータ容量は1通当たり5メガバイト以内とすること。
  - ・本事業のプロポーザルへの参加資格に関する内容以外の質問、電話並びに口頭による質問、指定の様式によらない質問書は受け付けない。
  - ・指定の様式(様式-4)は、Ⅰ-3-(3)に記載するURLからダウンロードすること。

- ・質問の内容について、不明な点がある場合、質問者に対し事務局から電話等で確認を行う。

## **(2) 質問書に対する回答**

受付けしたすべての質問及びその回答は、令和5年2月10日（金）までに長野市ホームページ（URLは、I-3-(3) のとおり）へ掲載する。ただし、掲載日は諸事情により変更する場合がある。

なお、回答は実施要領の追加又は修正とみなすものとする。

## Ⅲ 技術提案書について

### 1 技術提案書の作成について

参加者は、本事業のプロポーザル実施のために、技術提案書を提出しなければならない。

なお、技術提案書は「技術提案基準項目」と「技術提案説明資料」により構成するものとし、それぞれ要求水準書及び関係法令に適合するよう作成すること。

#### (1) 技術提案基準項目 ※ 22 ページ参照

ア 作成に当たり、様式は「技術提案基準項目」(様式-5)を用い、記入の際は文字のサイズ、フォント等変更不可、裏面使用不可とする。

イ 審査の際、参加者が特定できないよう、住所、名称、代表者氏名等は記載しないこと。

ウ 様式の右上に、Ⅱ-2-(2)-ウ に定める通知において交付した整理番号を記載すること。

エ 以下に掲げる項目ごとに、本事業に関する技術提案を文章で記入すること。

様式-5は、別表1「技術提案基準項目一覧及び配点」を参考に各項目の提案内容を記載し、全体で50ページ以内に収めること。なお、項目③「工程計画」は様式-5及び工程表として技術提案説明資料内でA3判横1枚以内とする。項目⑩「競技環境の整備」は、様式-5に加えスポーツ器具リストとして様式-6を用いてA4判縦4枚以内に収め、様式-5の後ろに添付すること。項目⑪「事業費見積額」は、様式-7を用いて様式-6の後ろに添付すること。

- ① 業務実績及び実施方針
- ② 施設のコンセプト
- ③ 工程計画
- ④ 施設計画
- ⑤ 施設配慮
- ⑥ 環境配慮
- ⑦ 地域の森林資源の活用
- ⑧ 新総合体育館とアクアウィングの一体整備について
- ⑨ 工事中の配慮
- ⑩ 競技環境の整備
- ⑪ 事業費見積額
- ⑫ その他提案

## (2) 技術提案説明資料 ※ 22 ページ参照

- ア A3版横、形式任意、カラー可、裏面使用不可とする。
- イ 枚数は全体で10枚以内とする。
- ウ 審査の際、参加者が特定できないよう、住所、名称、代表者氏名等は記載しないこと。
- エ 右上に、Ⅱ-2-(2)-ウに定める通知において交付した整理番号を記載すること。また、右下にページ番号を記載すること。
- オ 「技術提案基準項目」の記載内容を補足する資料として、図面、イラスト等を用いて、以下に掲げる事項を明示しながら、わかりやすく作成すること。
  - ① 配置図（歩行者・自転車・自動車の動線計画、外構計画）
  - ② 各階平面図（主要な諸室の名称・面積・出入口・寸法、歩行空間の寸法）、動線計画（アクアウィングとの動線含む）、ゾーンニング及び観客席数
  - ③ 立面図及び断面図（高さ、屋根の形状・構造）
  - ④ 建築面積及び延床面積表（階別・合計）
  - ⑤ 設備計画（エネルギー設備、アクアウィングとの一体化による設備の共有化）
  - ⑥ 施工計画（工期短縮、仮設計画、施設利用者の動線計画、安全管理方法を必ず明記）
  - ⑦ 概略工程表
  - ⑧ 提案基準項目①から⑩の内容がわかるイメージや数値的根拠等
  - ⑨ パース図（鳥瞰及びアイレベルの外観、アリーナ内・歩行空間等の内観等）
  - ⑩ その他、必要と思われるもの、提案等があれば記載すること。

## (3) 体裁

ア 表紙

題名（「長野運動公園総合体育館整備外事業 技術提案基準項目」）及び（「長野運動公園総合体育館整備外事業 技術提案説明資料」）を記載（規定枚数に含まない。）

イ 目次

表紙の次ページに目次を付すこと。（規定枚数に含まない。）

## (4) 留意事項

ア 作成にあたっては、22ページを参考にすること。

イ 「事業費見積額」は、公告時点を基準に算出すること。

なお、設計段階において著しい物価変動や社会情勢の変化により、事業費に影響が生

じた場合は、協議対象事項とする。

## (5) 資料提供

ア 本事業の参考資料を次のとおりとする。ただし、参考資料の内容確認、技術提案及び業務等への採用は、参加者の責任において行うこと。

(ア) 配付資料

- ・要求水準書の資料2 現況配置図（建築・電気・機械関係）CADデータ
- ・要求水準書の資料10 既存総合体育館図面 CADデータ
- ・要求水準書の資料11 既存屋外公衆トイレ図面 CADデータ
- ・要求水準書の資料12 アクアウイング長寿命化改修図面の一部 CADデータ
- ・要求水準書の資料18 既存総合体育館建設時図面 PDFデータ
- ・要求水準書の資料19 アクアウイング建設時及び改修時図面 PDFデータ
- ・要求水準書の資料20 測量図（整い次第配付する）CADデータ

(イ) 縦覧資料

- ・要求水準書の資料8 計画地地盤調査報告書（整い次第閲覧・貸出しする）
- ・要求水準書の資料9 周辺施設地盤調査報告書
- ・要求水準書の資料13 アクアウイング評定関係

イ 資料提供期間 令和5年1月12日（木）から令和5年6月14日（水）午後4時まで  
（ただし、土・日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後4時までとする）

ウ 提供方法 資料別の詳細については下表のとおりとする。

資料名	提供方法	備考
(ア) 配付資料	CD貸出	希望者に1日を限度に貸出し（要予約）
(イ) 縦覧資料	縦覧	希望者に半日を限度に貸出し（要予約）

エ 提供場所 I-3-(3) に記載する連絡先

オ 提供申込 貸出しを希望するものは、I-3-(3) に記載する連絡先へ事前に申込みこと。

## 2 技術提案書の提出について

### (1) 提出期間

令和5年3月1日（水）から令和5年6月14日（水）午後4時まで

### (2) 提出先

I-3-(3) に記載する連絡先

### (3) 提出方法

ア 技術提案基準項目、技術提案説明資料、それぞれ別冊とし、以下の部数を提出すること。

(ア) 正本 1部 ※ 表紙（様式任意、参加者の名称を記載）をつけること。

(イ) 副本 20部 ※ 表紙はつけないこと。

(ウ) 電子データ 1枚 ※ 提出用電子媒体はCD-R等。データ形式については、技術提案基準項目はword、技術提案説明資料はPDFとする。

イ 持参又は郵送により提出すること。

（持参の場合、提出は土・日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後4時までとする。

郵送の場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限日の午後4時までに必着とする。）

ウ その他

(ア) 技術提案書（技術提案基準項目及び技術提案説明資料）以外の書類及び図面等は受理しない。

(イ) 提案は、1参加者につき1案のみ提出できるものとする。

(ウ) 指定の様式（様式－5）から（様式－7）はI-3-(3)に記載するURLからダウンロードすること。

(エ) 提出期限までに技術提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

(オ) 提案内容について不明な点等がある場合は、提案者に対し事務局から確認を行う。

(カ) 提出後の書類の差し替えは、提出期間内のみ認める。

## 3 技術提案書に関する質疑について

技術提案書の作成に当たり、疑義がある場合には、以下により「技術提案書に関する質問書」（様式－8）を提出するものとする。

### (1) 技術提案書に関する質問書の受付

ア 提出期間 令和5年3月1日（水）から令和5年3月15日（水）午後4時まで

イ 提出先 I-3-(3)に記載する連絡先

ウ 提出方法 指定の様式（様式－8）に記載のうえ、電子メールに添付して提出すること。  
なお、図面等添付は可とするが、PDF及びWord、Excelの2016以降のバージョンとすること。

エ その他 ・電子メールの着信確認の電話連絡をすること。

・電子メールの件名は「プロポーザル技術提案書に関する質問」とすること。

- ・質問書の提出は、各共同企業体の代表者のみができるものとする。
- ・本事業のプロポーザル技術提案書に関する内容以外の質問、電話並びに口頭による質問、指定の様式によらない質問書は受付けない。
- ・電子メールのデータ容量は1通当たり5メガバイト以内とすること。
- ・指定の様式（様式－8）は、I-3-(3)に記載するURLからダウンロードすること。

## **(2) 質問書に対する回答**

受付けしたすべての質問及びその回答は、令和5年3月31日(金)までに長野市ホームページ（URLは、I-3-(3)のとおり）へ掲載する。ただし、掲載日は諸事情により変更する場合がある。

なお、回答は実施要領及び要求水準書の追加又は修正とみなすものとする。

## **4 参加の辞退について**

参加者は、技術提案書の提出期限までに、本事業のプロポーザルへの参加を辞退することができる。辞退する場合は、その旨と理由を記載した書面（A4版様式任意）を、I-3-(3)に記載する連絡先まで持参すること。



## IV 審査について

### 1 技術提案書の確認について

提出された技術提案書の内容等を確認し、以下の項目を満たすものについて審査を行う。  
なお、記載（提案）されていない項目及び事項については評価しないものとする。

- (1) Ⅲ-2-(1) で定める期間内に技術提案基準項目及び技術提案説明資料が提出されていること。
- (2) 事業期間の終了が令和10年3月末日以前であること。
- (3) 事業費（消費税及び地方消費税の額を含む）が契約限度額以下の金額であること。

### 2 選定委員会について

- (1) 技術提案書の審査及び評価、最優秀者の選定は、次の者で構成する選定委員会において行うものとする。

役職	氏名	所属	備考
委員長	松山 大貴	長野市副市長	市の職員
委員	高村 秀紀	信州大学工学部建築学科 教授	学識経験者
委員	酒井 美月	長野工業高等専門学校環境都市工学科 教授	学識経験者
委員	藤澤 令子	公益財団法人長野県スポーツ協会 理事 (元長野市教育委員・オリンピック)	学識経験者
委員	堀江 三定	公益財団法人長野市スポーツ協会 理事長	関係民間団体等
委員	正村 寿満子	長野市障害者スポーツ協会 副会長	関係民間団体等
委員	池田 彰	長野市総務部長	市の職員
委員	横田 典久	長野市建設部長	市の職員
委員	北澤 善幸	長野市都市整備部長	市の職員
委員	小林 祐二	長野市文化スポーツ振興部長	市の職員

- (2) 提出された技術提案書に対する補足説明及び質疑応答を求めるため、プレゼンテーションを実施する。

ア 実施日時 令和5年7月27日（木）（予定）

イ 実施場所 長野市大字鶴賀緑町1613番地 長野市役所第一庁舎5階 庁議室

ウ プレゼンテーションに参加しない場合、又は災害や交通機関の事故等、やむを得ないと判断される正当な事由がなく、指定時刻に遅れた場合は、失格とする。

エ プレゼンテーションの資料は、技術提案書に記載されている内容、図面、イラスト等を使用して作成し、新たな提案はできないものとする。

オ 詳細の日時、方法等については、事前に代表者あてに通知する。

(3) 技術提案書及びプレゼンテーションを基に「長野運動公園総合体育館整備外事業設計者及び施工者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において非公開で審査する。

ア 各評価者は、提案内容を評価項目ごとに評価し、「別表2」の評価基準に基づき採点する。

イ 技術提案書及びプレゼンテーションによる各評価項目の配点は、「別表1」のとおりとする。

ウ 合計得点の算出方法

(ア) 各評価者の各評価項目における採点による得点（「採点」×「配点」＝「得点」）を算出する。

(イ) 上記（ア）で算出した各評価項目の得点を合計して、当該提案者の合計得点（最高得点3,000点）を算出する。

エ 選定対象事業者の決定

(ア) 最低基準点（最高得点3,000点の60%以上である1,800点）を満たし、選定委員毎に合計得点の高い順に参加者の順位を決定する。

(イ) 上記（ア）で決定した順位を基に、順位得点を配点する。

(ウ) 各選定委員の順位得点を集計し、得点が一番高いものを最優秀者、次点を優秀者として決定する。

(エ) 順位得点集計の結果、同点があった場合は、選定委員の協議により最優秀者及び優秀者を選定するものとする。

オ 技術提案書の審査を行うに当たり、必要に応じ、参加者からヒアリングを実施することができるものとする。ただし、ヒアリングの際、参加者が特定できないよう配慮するものとする。

### 3 失格事項について

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 参加資格を有しない者が提出した場合
- (2) 提出した書類等に虚偽の記載がある場合
- (3) 選定委員に対し本事業のプロポーザルに関する接触を求めた場合
- (4) その他、選定委員会が不適格と認めた場合

### 4 審査結果について

#### (1) 審査結果の公表及び通知

審査結果については、選定委員会終了後速やかに公表するとともに、参加者すべてに対して以下のとおり通知する。

- ア 最優秀者及び優秀者として選定された者に対しては、その旨を当該参加者の代表者あてに通知する。
- イ 最優秀者及び優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を当該参加者の代表者あてに通知する。
- ウ 上記イの通知を受けた者は、その通知をした日から起算して5日以内（土・日曜日及び祝日を除く）に、書面（A4版様式任意）により、市に対して、その理由について説明を求めることができる。
- エ 上記ウの受付場所は、I-3-(3)に記載する連絡先とし、受付時間は午前9時から午後4時（土・日曜日及び祝日を除く）までとする。
- オ 上記ウに対する回答は、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日以内（土・日曜日及び祝日を除く）に行うものとする。

#### (2) 最優秀者及び優秀者の取扱い

審査の結果、最優秀者に選定された者は、本事業の契約に関する優先交渉権者とする。

なお、優先交渉権者が契約の締結までに参加資格を満たさなくなった場合、IV-3に定める失格事項に該当することが判明した場合又はその他の理由において契約ができない場合は、当該優先交渉権を取り消し、優秀者を優先交渉権者として、契約のための交渉を行うものとする。

このため、優先交渉権者は、契約が締結できないことが明らかになった時点で、速やかにその旨と理由を記載した書面（A4版様式任意）を、I-3-(3)に記載する連絡先まで持参すること。

## V 契約について

### 1 契約の手続きについて

- (1) 市と優先交渉権者は、速やかに本事業のための契約締結に向けた基本協定を締結し、当該協定に基づき、業務委託及び工事に関する契約を締結する。
- (2) 契約手続きは、長野市契約規則（昭和 60 年 3 月 11 日 規則第 4 号）及び関係規程の定めるところによる。
- (3) 上記(2)の契約が市議会で否決された場合は契約を無効とし、市は一切の責任を負わないものとする。

### 2 契約方法について

本事業実施にあたっての契約は、以下のとおり行うものとする。

なお、以下の各項目では、優先交渉権者となった共同企業体（構成員全員）を「事業者」という。

- (1) 設計業務は、事業者と随意契約を行うものとする。
- (2) 建設工事は、事業者の中から設計業者を除いた共同企業体と随意契約を行うものとする。
- (3) 建設工事の工事監理業務については、事業者の中から建設業者を除いた共同企業体と随意契約を行うものとする。

### 3 契約の保証について

優先交渉権者は、仮契約の締結時まで、長野市契約約款第 4 条により、契約の保証を行うものとする。

### 4 その他

- (1) 市と契約した共同企業体の有効期間は、本事業の完了後 24 箇月を経過した日までとする。ただし、当該有効期間満了後においても、本事業につき、契約不適合責任がある場合には、構成員が連帯してその責めを負う。
- (2) 本事業のために結成された共同企業体のうち、契約の相手方とならなかった者の有効期間は、本事業の契約が締結された時をもって終了するものとする。
- (3) 本事業の主たる部分の再委託は認めないものとする。

## VI その他の注意事項

### 1 提出書類の取扱いについて

- (1) 提出された参加表明書等及び技術提案書は返還しない。
- (2) 市は、提出された技術提案書について、選定及び選定結果の公表以外の目的で無断使用しない。
- (3) 提出された技術提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属するものとする。ただし、市が必要と認める場合には、無償で使用できるものとする。また、提出書類について、市民等から開示請求があった場合は、長野市情報公開条例（平成13年9月25日長野市条例第30号）に基づき、開示等を行う。
- (4) 市は、選定結果の公表方法として、ホームページでの公表、報道機関への発表等を予定している。

### 2 提出書類の作成及び提出等に関する費用について

提出書類の作成及び提出、その他、プロポーザルに関する一切の費用について、市は負担しないものとする。

### 3 事業等の変更及び中止について

- (1) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力により、市は事業及びスケジュールを変更又は中止する場合がある。
- (2) 設計者及び施工者選定の過程において前項の事態に至った場合、市は、参加者に対して一切の責任を負わないものとする。

### 4 その他

- (1) 提出後の書類の差し替えは、提出期間内のみ認める。
- (2) 現地の見学に当たり、総合体育館・アクアウィングの外観の見学については、特に了解を得る必要はない。施設の内部を見学する場合には、I-3-(3)に連絡し、了解を得ること。ただし、大会・イベント等により見学ができない場合がある。

## Ⅶ 参考資料等

### 1 別冊資料等及び様式一覧

#### (1) 別冊及び添付資料

資料No.	名 称	交付方法	摘 要
—	要求水準書	実施要領と同時	要求水準書の添付資料等は同書に示す
資料－1	長野市建設工事に係る共同企業体取扱要綱	実施要領と同時	工事等に関する出資比率を示すもの

#### (2) 参加表明に関する様式

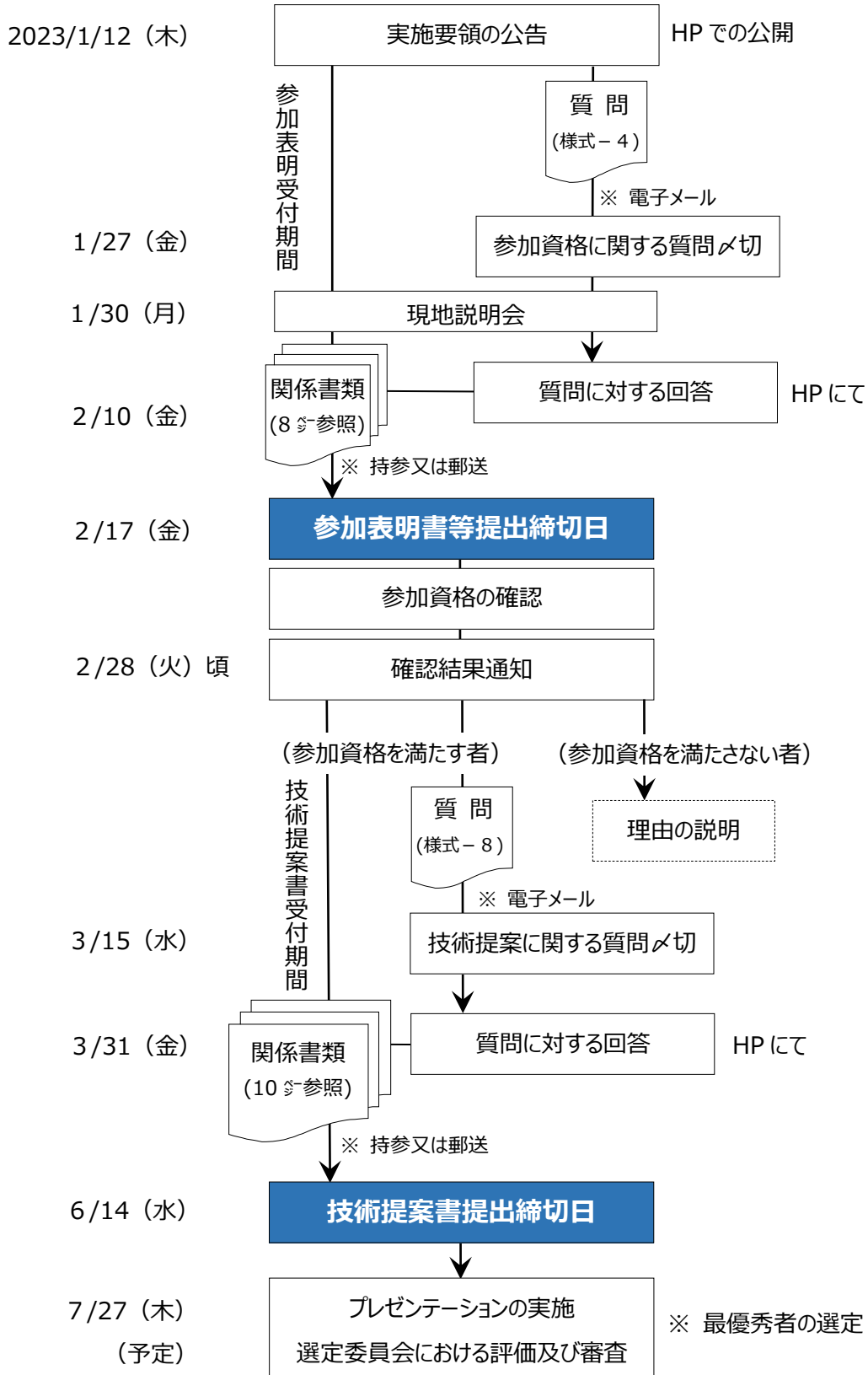
様式No.	名 称	交付方法	交付開始日
様式－1	参加表明書・誓約書	ホームページに掲載	令和5年1月12日
様式－2	設計業務実績（会社実績）調書		
様式－3	配置予定技術者調書		
様式－4	参加資格に関する質問書		

#### (3) 技術提案に関する様式

様式No.	名 称	交付方法	交付開始日
様式－5	技術提案基準項目	ホームページに掲載	令和5年1月12日
様式－6	スポーツ器具整備計画		
様式－7	事業費内訳書		
様式－8	技術提案書に関する質問書		

## 2 フローチャート等

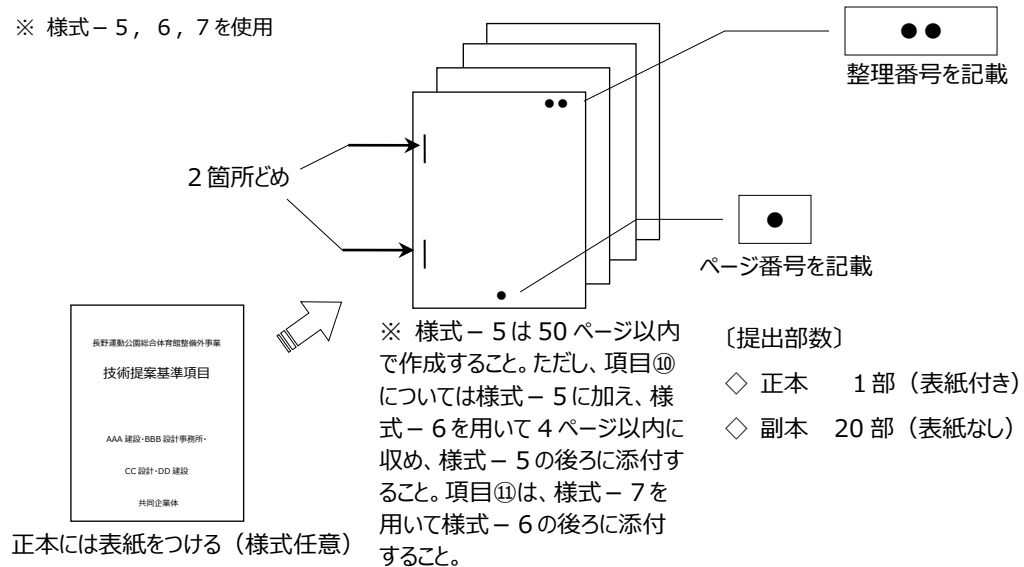
### (1) 実施要領公告から最優秀者選定まで



## (2) 技術提案書の作成 (イメージ)

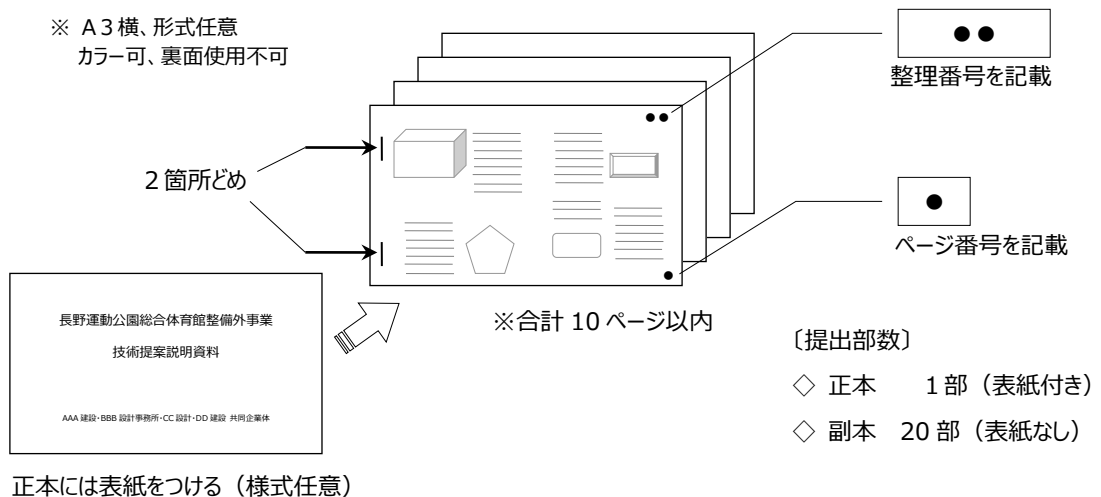
### ■ 技術提案基準項目

※ 様式 - 5, 6, 7 を使用



### ■ 技術提案説明資料

※ A3 横、形式任意  
カラー可、裏面使用不可





別表1 技術提案基準項目一覧及び配点

項目	記載内容	配点
1. 業務実績及び実施方針	(1) 同種・類似施設の設計業務実績 (2) 同種・類似施設の建設工事实績 (3) 担当する技術者の業務実績 (4) 本事業の実施体制、共同企業体内の役割分担及びその方針 ※別表2の①評価基準により採点	10
2. 施設のコンセプト	(1) 施設整備への取り組み方針 ※別表2の①評価基準により採点	20
3. 工程計画	○設計～工事～供用開始の工程表 ・各種基本設計、実施設計業務期間の設定 ・各種工事期間の設定 ・供用開始準備期間の設定 ・工事期間中のリハーサル大会の設定等	—
	(1) 全体工程短縮に向けた提案及びリハーサル大会時の外構工事進捗状況（駐車場等利用）について ※別表2の②評価基準により採点	60
	(2) アクアウイング休館短縮に向けた提案（必要休館日数の提示） ※別表2の③評価基準により採点	30
4. 施設計画	(1) 動線計画（建物内及び敷地内）・ゾーニング (2) 諸室計画 (3) 立面・断面計画 (4) 外構計画 (5) 内観デザイン・外観デザイン ※別表2の①評価基準により採点	90
5. 施設配慮	(1) ユニバーサルデザイン ※別表2の①評価基準により採点	20
	(2) 災害時の活用計画 ※別表2の①評価基準により採点	20
6. 環境配慮	(1) 周辺環境への配慮 ※別表2の①評価基準により採点	20
	(2) ZEBカテゴリー、BEI値の設定 ※別表2の④評価基準により採点	30
	(3) 省エネルギー対策、エネルギー設備計画 ※別表2の①評価基準により採点	40

項目	記載内容	配点
7. 地域の森林資源の活用	(1) 地域の森林資源の有効活用 (2) 構造材や内外装材等としての活用 (3) 木材を魅せる意匠・構造デザイン (4) 地域の林業事業者等との連携 ※別表2の①評価基準により採点	60
8. 新総合体育館とアクアウ ィングの一体整備に ついて	(1) 機能の一元化 (2) 施設利用者の利便性向上 (3) 維持管理のしやすさ (4) 設備の共有化 ※別表2の①評価基準により採点	60
9. 工事中の配慮	(1) 仮設計画と施設利用者の動線計画 (2) 周辺環境への影響対策 (3) 安全管理 ※別表2の①評価基準により採点	10
10. 競技環境の整備	(1) 「観る」スポーツ <sup>注</sup> への配慮 (2) 器具庫の計画 (3) 器具移動の配慮 (4) 各種競技に必要なスポーツ器具の提案 ※別表2の①評価基準により採点	20
11. 事業費見積額	(1) 設計費 ・基本設計 ・実施設計 (2) 工事費 (3) 工事監理費 (4) スポーツ器具費 (諸経費含む、税込み) ※別表2の⑤評価基準により採点	100
12. その他提案	(1) 上記以外の独自の視点での提案 ※別表2の①評価基準により採点	10
	配点合計	600

注：第三次長野市スポーツ推進計画「施策2 スポーツを通じた交流拡大の推進」を参照

別表2 ①通常の提案内容の評価基準（定性評価）

評価基準	採点
非常に優れている	5点
優れている	4点
標準的	3点
標準より劣る	2点
標準より著しく劣る	1点
評価に値しない	0点

②工程計画(1)の評価基準（定量評価）

評価基準	工事進捗状況具体例	採点
非常に優れている	リハーサル大会時に外構を含むすべての工事が完了している状況	5点
優れている	リハーサル大会時に外構工事は完了していないものの、全体的に駐車場等で利用できる状況（砕石敷等）	4点
やや優れている	リハーサル大会時に部分的に駐車場として利用できる状況	3点
標準的	建物は完了しているものの、外構の利用はできない状況	2点
評価に値しない	建物が完了していない	0点

③工程計画(2)の評価基準（定量評価）

アクアウィングの休館日数に対する得点は、次の計算式により算定する。なお、1箇月を30日として換算する。

$$\text{（配点）} \times \left( \frac{\text{最も短い休館日数}}{\text{当該応募者の休館日数}} \right) \times 5 = \text{（得点）}$$

※「配点×掛け率」の結果（小数点以下）は、小数点第二位を切り捨て、小数点第一位まで取り扱う。

④環境配慮(2)の評価基準（定量評価）

評価基準	ZEBカテゴリー	採点
非常に優れている	ZEB（50%以上の省エネ+再エネで正味100%以上省エネ）	5点
優れている	Nearly ZEB（50%以上の省エネ+再エネで正味75%以上の省エネ）	4点
やや優れている	ZEB Ready（50%以上の省エネ）	3点
標準的	ZEB Oriented（30%以上の省エネ+未評価技術による省エネ）	2点
標準より劣る	ZEB以外（30%未満の省エネ）	1点
評価に値しない	省エネ基準に適合しない	0点

⑤事業費見積額の評価基準（定量評価）

事業費に対する得点は、次の計算式により算定する。

$$\text{(配点)} \times \left[ \frac{\text{最も低い事業費}}{\text{当該応募者の事業費}} \right] \times 5 = \text{(得点)}$$

※「配点×掛け率」の結果（小数点以下）は、小数点第二位を切り捨て、少数第一位まで取り扱う。